


監査報告書

平成30年5月15日

社会福祉法人 真光会
理事長 様

私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

監事 松田明彦 

監事 戸田強 

監査日時	業務監査 平成30年5月11日(金) 14時00分～ 会計監査 平成30年5月12日(土) 10時00分～
監査場所	特別養護老人ホーム 三和荘
監査項目と監査結果	別紙 1の通り
<p>1 監査の方法及びその内容</p> <p>各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその付属明細書）について検討いたしました。</p> <p>さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について検討いたしました。</p> <p>2 監査意見</p> <p>① 事業報告等の監査結果</p> <p>一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。</p> <p>二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。</p> <p>② 計算関係書類及び財産目録の監査結果</p> <p>計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。</p> <p>3 追記情報</p> <p>計算書類に対する注記事項（法人全体）「3. 重要な会計方針の変更」に記載されているとおり、平成28年度決算より賞与引当金を計上しているため、当期活動増減差額を比較する際、前々年度の賞与引当金を加味し比較すると、当期活動増減差額は、前年度よりも実質的に20,064千円増加しています。</p>	

別紙 1

監査項目と監査結果

監査項目	適	否	指摘事項・意見等
定 款	○		
理事会・評議員会	○		
事業計画	○		
当初・補正予算	○		
事業報告	○		
決 算	○		
会計処理	○		
資産管理	○		
借入金償還	○		
寄付金	○		
就業規則	○		
その他の諸規定	○		
入所者処遇	○		
預り金管理	○		
そ の 他	○		前年度の人件費の区分実態に沿うような説明を行うこと。